3 法人課税

1 研究開発税制の見直し(大綱 P.59~62)

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しが行われます。

- ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われます。
 - イ 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%(現行:2%)に引き下げた上、その上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。

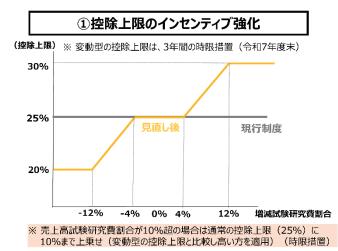
(イ) 増減試験研究費割合が12%超

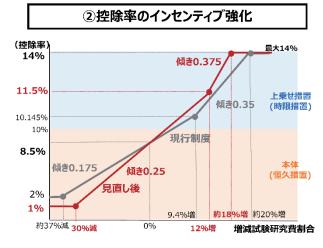
11.5%+(增減試験研究費割合-12%)×0.375

(ロ) 増減試験研究費割合が12%以下

11.5%-(12%-增減試験研究費割合)×0.25

- ロ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%が上限とされます。)を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%が上限とされます。)を減算する特例が設けられます。
 - (注)試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用することとされます。
- ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。
- ニ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の限の上乗せ特例は、適用期限の到来(令和5年3月31日)をもって廃止されます。





【時限措置の延長】

- (1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、<mark>適用期限を令和7年度末まで3年間延長</mark>
- (2)売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置について、<mark>適用期限を令和7年度末まで3年間延長</mark>

【参考】增減試験研究費割合

増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費(※)の額を減算した金額)の比較試験研究費に対する割合。 ※前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額。

(出典:経済産業省 説明資料)

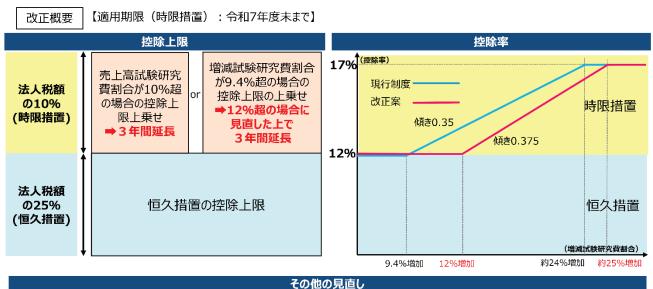
- ②中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しが行われます。
- イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。

(イ)12%+(増減試験研究費割合-12%)×0.375

(注)税額控除率は、17%が上限

(ロ)控除税額の上限に当期の法人税額の10%が上乗せされます。

- ロ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。
- ハ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用 期限の到来(令和5年3月31日)をもって廃止されます。



オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し(サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザインの設計・試作は対象外)

(出典:経済産業省 説明資料)

③その他、オープンイノベーション型の見直しや、試験研究費の範囲が見直されます。

令和5年度税制改正大綱の概要

- |**2| 地域における活力**(大綱 P.63~64)
- ①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年(令和7年3月31日まで)延長されます。
- ②中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年(令和7年3月31日まで) 延長されます。
 - (イ)対象資産から、コインランドリー業(主要な事業であるものを除きます。)の用に供する機械装 置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。
 - (ロ)対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備 の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

改正概要 【適用期限:令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等)・従業員数1,000人以下の個人事業主				
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、 港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャパレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く				
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】				
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】				
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く				
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)				
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)				
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除				
	資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却				

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の 者に委託する機械装置で、コインランドリー業(その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。)の用に供すものは対象外 ※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

(出典:経済産業省 説明資料)

③中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化 税制)について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号 資産マイニング業(主要な事業であるものを除きます。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を 他の者に委託するものを除外した上、その適用期限が2年(令和7年3月31日まで)延長されます。

改正概要

【適用期限:令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上 する設備	工業会等	機械装置(160万円以上)	・生産等設備を構成するもの
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備		工具(30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品(30万円以上)	※事務用器具備品・本店・ 寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化 のいずれかに該当する設備	経済 産業局	建物附属設備(60万円以上)	に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資 産回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	<u>でないこと</u> 等

- ※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。 また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品(医療機器に限る)、建物附属設備を除きます。 ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。
- ※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。)の用 に供するものを除きます。

(出典:経済産業省 説明資料)

|3| その他の租税特別措置(大綱 P. 67~72)

- ①特定船舶の特別償却制度について、対象となる船舶の見直し等を行った上、その適用期限が3年(令和 8年3月31日まで)延長されます。
- ②短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置の期限が3年(令和8年3月31日まで)延長さ
- ③デジタルトランスフォーメーション投資促進税制について、主務大臣の確認要件の見直しを行った上、 その適用期限が2年(令和7年3月31日まで)延長されます。

改正概要

【適用期限:令和6年度末まで】

認定要件	デジタル (D) 要件	 ① データ連携 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する 「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保)
要件	企業変革 (X) 要件	 全社レベルでの売上上昇が見込まれる 成長性の高い海外市場の獲得を図ること 全社の意思決定に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)

対象設備	税額 控除	特別 償却		
 ソフトウェア 繰延資産*1 器具備品*2 機械装置*2 	3% 	r) 30%		
*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る				

- *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合
- ※ 投資額下限:国内の売上高比0.1%以上
- ※ 投資額上限:300億円

(300億円を上回る投資は300億円まで)

※ 税額控除上限:「カーボンニュートラル投資促 進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

(出典:経済産業省 説明資料)

④医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の 適用期限が2年(令和7年3月31日まで)延長されます。

税制措置の内容

⑤特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、既成市街地等の内から外への買換えを適用対象 から除外する他、一定の見直しを行った上、その適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。